

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：郡山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8 %
全職員	73.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料について、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.0 %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	99.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3 %
31～35年	92.3 %
26～30年	90.7 %
21～25年	90.5 %
16～20年	89.5 %
11～15年	94.4 %
6～10年	91.9 %
1～5年	97.5 %

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ② パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

- ＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表となる年度までの年度単位で算出している。
- ＊ 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、上下水道事業管理者）においては、一体的な人事管理のため、合算した数値を掲載している。